

Title	政権形成におけるヒドウマの成立・解消・維持： ザンギー朝の事例を中心に
Sub Title	Establishment, cancellation and continuation of the khidma in the formation of the regimes : cases of the post-Seljuqid dynasties
Author	柳谷, あゆみ(Yanagiya, Ayumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2013
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.4 (2013. 1) ,p.43(575)- 65(597)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130100-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

政権形成におけるヒドゥマの成立・解消・維持

——ザンギー朝の事例を中心に

柳 谷 あゆみ

はじめに

五ノ十一世紀末以降（ヒジュラ暦／西暦。以下同じ）、セルジューク朝支配体制の衰退に伴い現出した半独立政権の割拠状態は、ジャズイーラ以西では、シリア（歴史的シリア）の大部分とジャズイーラ、エジプトを実効支配下におさめたザンギー朝シリア政権のヌール・アッディーン Nur al-Dīn Maḥmūd b. Zankī（五六九／一一七四年没）がセルジューク朝の権威を否定したことで一応の区切りがつけられ、ヌール・アッディーン（サラディン） al-Dīn Yūsuf b. Ayyūb（五八九／一一九三年没）によるユーブ朝のサラーフ・アッディーン（サラディン） Saīd al-Dīn Yūsuf b. Ayyūb（五八九／一一九三年没）による勢力拡大、広域支配体制の確立へと推移していく。この過程は、セルジューク朝スルターンに仕えたアミールら

が、徐々にその奉仕を放棄してまた主人を替えていく、主従関係のめまぐるしい変化の集成であったといえるだろう。

奉仕全般を表すヒドゥマ (Khidma) という語は、君主への伺候義務や一族の年長者への奉仕、また師に対する門弟の態度や行動、客人への歓待など多くのニュアンスを有し、その行為の場である「御前」もまたヒドゥマと称される。ヒドゥマを介して成立する個人的な結びつきもまた多様な従属・依存関係を包含するが、⁽¹⁾政治的・軍事的有力者へのヒドゥマは「某へのヒドゥマに入る」という表現が某を主とする集団への帰属を意味したように、政権を形成する有効な紐帯原理であった。

政権形成に関わる個人的紐帯では、モッタヘ及び清水和裕の研究において、擬制の血縁関係として、契約に

よって成立し法的保証を有した紐帯原理のワラー (wara) や、主人からの実質的・社会的な養育の恩を基盤として成立するイステイナー (Steiner) の存在が指摘されてきた。⁽²⁾ これらと比較した場合、まずヒドゥマは仕える側の行為を基盤としており、その成立に法的保証や (養育という) 強力な恩を必要としない点で異なる。

さらに、ヒドゥマによる紐帯の特質として、その包含する層の広さを挙げることが出来る。五六九/一一七四年、ヌール・アッディーンが死去した直後に、彼のナイブとしてエジプト統治の任にあったサラーフ・アッディーンの処遇を巡ってなされたやり取りは、政権形成におけるヒドゥマの機能を端的に示している。

ヌール・アッディーンの政権はその未成年の息子サーリフ al-Malik al-Salih Ismaʿil b. Mahmūd (五七七/一一八一年没) が継承した。この報を受けたサラーフ・アッディーンは、すぐダマスカスにサーリフの名前の入ったディーナール貨幣を送るとともに、フトバをサーリフ名で行ったことを報告し、亡父ヌール・アッディーンへと同様の忠誠を言明した。そこで、ダマスカスの有力アミールたちはサラーフ・アッディーンの処遇について協議を行ったが、最終的には「(サラーフ・アッディーン

に) 助言を乞い、我々の中から彼を出さないようにするのが良策」という意見を退け、実力者である彼を遠ざけることで合意した。

サラーフ・アッディーンは彼らを非難し以下の書簡を送っている。

私はお前たちが、私を外して、私の主人へのヒドゥマを独占してきたのを知っている。いずれ私は彼(サーリフ)へのヒドゥマに参じて、その跡が顕れるようなヒドゥマで彼の父の愛顧に報い、その悪行、サーリフの件と權威を無視したことに対し、私が彼(サーリフ)の諸領を取るまで、お前たち全てと対峙するだろう。⁽³⁾

この経緯から見て取れるのは、フトバと貨幣铸造 (Sikka) をサーリフ名にて実施し、彼の父同様に服従することを表明したサラーフ・アッディーンが、ヌール・アッディーン存命中にはそのナイブであったにもかかわらず、この時点で「我々の中」すなわちサーリフ政権の成員として認められず、それが誰にも明らかであった事実である。

サラーフ・アッディーンの非難はサーリフへのヒドゥマを「私を外して」ダマスカスのアミールが独占したことに向けられた。彼らの争点は、サラーフ・アッディーンとのヒドゥマを認めるか否かにあり、これが身内か否か、すなわち政権の内外を分けるものであったと判る。

このやり取りは主人へのヒドゥマをなす者の集合体という、政権の成員の自己認識を表している。政権形成において主人⇨政権保有者に対するヒドゥマとは、その成員たる最低条件であり、政権の成員のもっとも広い層を包含するのがこのヒドゥマによる紐帯であったといえよう。以後も、サラーフ・アッディーンはサーリフへのヒドゥマにこだわり、五七三／一一七八年にダマスカスに入城した際にも、サーリフへのヒドゥマに参上するという形を採った。⁴政権篡奪者ではなく、ザンギー朝政権の成員になることで、彼は名目上にせよ穏健なシリア進出を狙ったのである。

政権形成におけるヒドゥマの成立と解消は、それを介して成立する人間関係ひいては支配構造そのものに結びついている。ヒドゥマによる関係の基本性質を理解することは、支配構造の動的变化を把握する上で重要な手がかりを呈するとともに、ヒドゥマによって結びつく当事

者の行動原理を知ることにもなるだろう。ヒドゥマの成立については、筆者はザンギー朝二政権分立期に関する研究においてその主従対面の重要性を指摘したが、⁵本論ではヒドゥマの解消と維持も含めて改めて事例を整理し、ヒドゥマ及びヒドゥマによってもたらされる結束の基本性質を明らかにしたい。

ヒドゥマという語は、奉仕という行為を表し、またその行為を基盤として成立する紐帯の原理でもあり、さらにその行為の場である（主人の）「御前」という意味も有する。本論が目的とするところは、この「行為」と「紐帯原理」と「御前」がいかに関連していくかを含めた総体としてのヒドゥマの理解である。先行研究におけるヒドゥマへの言及や分析は、この三つのいずれかの側面にはば特化して行われているが、有益な指摘を多く含む。

佐藤次高はイクター制研究の視座から行為としてのヒドゥマを取り上げており、ヒドゥマの履行がムクター等の義務にあたった点を指摘し、軍事奉仕をはじめとするその具体的内容と、ヒドゥマの履行に関わる規定の存在を挙げた。⁶中世イスラーム社会における社会的慣行を論じたチェンバレンは、従属・依存関係を形成する紐帯原

理としてヒドゥマを取り上げた。彼は、ヒドゥマによって成立する関係においては当事者同士が（契約などの法的保証ではなく）互恵的な義務によって拘束されることを述べ、同一のヒドゥマは代を超えて機能しないと定義した。⁽⁷⁾これらの研究はヒドゥマの二つの側面をそれぞれ捉えたうえで、ヒドゥマの履行が義務の性質を帯びるといふ共通した見解を示している。ヒドゥマによる関係が契約などの法的保証を持たない以上、この性質は慣行上のコンセンサスから生じたものといえるだろう。

先行研究においてはその慣行を形成してきた行為と概念との関連性が十分には解明されていない。本論ではヒドゥマの成立及び成立以降、そして解消の段階における事例を確認するとともに、それぞれの段階で何がなされたか、当事者の行為の意義・性質とその根底にある概念をヒドゥマの履行の場（御前）との関連性も含めて考察する。そのうえで第三章では行為としてのヒドゥマが不在となる場合、すなわちヒドゥマ履行の回避や免除の問題を取り上げ、ヒドゥマによる関係に及ぼす影響を検討する。

第一章 ヒドゥマの成立と履行

第一節 ヒドゥマの成立——対面の意義

年代記史料などで、ヒドゥマによる関係の成立が明示される記述には、その前後の状況も含めて、いくつか共通する場面が見出せる。史料上に取り上げられるのは大抵当事者である主従の双方が記述に値するだけの重要性を持つ場合に限られるので、考察を進める際にはこの点を留意する必要があるが、まずはヒドゥマの成立が明示された二つの事例を示したい。

①ザンギー朝創設者ザンギー一世 [Mad al-Din Zanki (五四一—一一四六年没)] のモスル政権樹立

五二二—一一二七年、ザンギー一世は、セルジューク朝第九代スルターン、マフムード二世 Mahmūd b. Muḥammad (在五一二—五二五—一一八一—一一三二年) からモスル及び周辺諸領の統治を命ぜられモスルへと進軍した。この当時、モスルはアミール、ジャーワリー [Ḥwāl al-Saqawwa] が統治していたが、彼はザンギー一世の到着の報を受け、直ちに降伏した。以下は、ザンギー一世のモスル入城の記述である。

彼（ザンギー一世）の到着の報せがジャーワリーのもとに届くと、彼（ジャーワリー）は彼（ザンギー一世）に会いに全アスカルを率いて出てきた。それで、彼（ジャーワリー）はシャヒード *al-shahid*（殉教者）ザンギー一世の別称）を見るや、馬から下りて大地に接吻した。それから彼の手に接吻し、彼のヒドゥマに戻った。シャヒードは彼にラフバ *al-Rahba* とその諸領を分与し、その地に向かわせた。⁽⁸⁾

②ザンギー朝モスル政權サイフ・アッディーン・ガーズイー一世 *Sayf al-Din Ghāzi b. Zankī*（五四四／一四九年没）へのヒドゥマの成立

五四一／一四六年のザンギー一世暗殺後、モスル政權を樹立した長男サイフ・アッディーン・ガーズイー一世へのヒドゥマに、シリア政權を樹立した次男ヌール・アッディーン・マフムードが就いた。⁽⁹⁾このときは前者の本拠ではなくその軍營の近くで会合が設定された。

彼（ヌール・アッディーン）は彼（サイフ・アッディーン・ガーズイー一世）を見るや「兄と」知った。そこで彼（ヌール・アッディーン）は徒歩で彼

政權形成におけるヒドゥマの成立・解消・維持

（サイフ・アッディーン・ガーズイー一世）のもとへ向かい、彼の前の地面に口づけ、自分の配下に帰還を命じた。それで彼ら（ヌール・アッディーンの部下）は帰った。ヌール・アッディーンとサイフ・アッディーン（・ガーズイー一世）は抱き合って泣き、その後座った。（中略）ヌール・アッディーンは安心して恐怖を静めた。彼はアレッポに戻り、支度してから自らのアスカル（軍）を率いて兄サイフ・アッディーン（・ガーズイー一世）への御前（*khidma*）に戻った。⁽¹⁰⁾

この二例は、ヒドゥマをなす者となされる者が、その主従関係の成立を前提として対面したという点で共通している。対面の場合は主人の本拠かその近辺で、ヒドゥマをなす側が赴くという形がとられる。その際にヒドゥマをなす側は自らにヒドゥマをなしているアスカルを率いており、集団としても新たな主人との関係を取り結んでいる。この光景を見る限り、ヒドゥマの成立にはそれと前提とした当事者同士の対面が不可欠であるか、少なくとも大きな重要性を持つと言ふことが出来る。⁽¹¹⁾

また、前後の記述からはこれらの事例においてヒドゥ

マをなす側の遅滞なき行動に重きがおかれていたことが見て取れる。降伏者であるジャーワリーにザンギー一世と一刻も早く関係を結ぶ必要があったのは自明だが、二例目のサイフ・アッディーン・ガーズイー一世へのヒドゥマの成立に関しても、それぞれが自らの政治的基盤を持つていたにもかかわらず、ヌール・アッディーンの遅滞が両政権に深刻な相互不信をもたらしてきたと報じられた⁽¹²⁾。降伏や新政権樹立などで新たな主人に仕えることが明白な場合、ヒドゥマをなす者は可能な限り速やかに関係を確定すべきとされ、その遅滞は異常事態と見なされている。前述のザンギー朝サーリーフ政権樹立の際には、サラーフ・アッディーンの処遇の問題とともに、アレツポのワリーを務めていたシャムス・アッディーン・ブーン・アッダーヤ Shams al-Dīn 'Alī b. al-Dayā のヒドゥマの遅滞が報じられた。当時シャムス・アッディーンは病床にあって身動きが効かなかつたので、「いざれ私はヒドゥマに参上し」と言明したサラーフ・アッディーンとともに彼に欠損した条件がダマスカスのサーリーフのもとへの参上であつたと判る。このことからヒドゥマによる関係の成立において、主人のもとへの速やかな参上と対面が重要であつたことが指摘できよう。

上述の二例では、ヒドゥマをなす者が主人のもとに歩み寄り、目の前の地面への接吻によつて服従の意を表明した。対面の場では当事者は状況にふさわしくふるまい、その関係性を目に見える形で表現し、当事者を含めたその場の全員がそれを自ら証人として確認する。対面の意義はまずこの関係性の表明と承認にあり、主人の御前で相応のふるまいを見せることこそヒドゥマの履行であつたといえる。服従や尊崇、その受容の意思に加えて、ここでは生身の存在として相手を実感したうえで（上記の兄弟会合ではこの生身の実感の効果が明瞭に見て取れる）、抱擁や号泣などで親愛の情が、さらに表情や動作で複雑な感情がやりとりされる。対面という行為は両者の関係を明示すると同時により具体的かつ精密な形へとその関係性を形成していくものといえよう。

また、対面の場では親愛の情とはまったく異なる心理が生まれることもある。両者を隔てる心理、主人の威厳とそれに対する畏怖である。これもまた両者の結束を性格付ける重要な要素と言えるだろう。政治的・軍事的な有力者については、人物録や死亡記事などの記述にその個人的な資質として威厳 (*haya*) がしばしば挙げられる。これはその語自体に「恐怖」の意味が含まれること⁽¹³⁾

からもわかるように、仕える者を圧倒する性質のものである。⁽¹⁵⁾この威厳があればこそ、主人の前で「正しく」ふるまうことの必然性は論理を越えた実感として仕える者に彫りこまれる。主人の威厳は、ヒドゥマの内容を規定し、それを課するものであったといえよう。

この恐怖は対面のもう一つの意味を想起させる。対面は相手に自らの身体をさらす行為であり、ときに生命の危険を伴った。特に自ら多くの兵や財を有する有力者の肅清は、伺候のときに主人の眼前で行われることが多く、主人の御前で彼らがいかに無防備な存在であるかを見ることが出来る。

裏を返せば、対面という行為は主人に対して身体をさらし、自らの叛意の無いことと、処遇を主人に委ねる意思があることを表明するものである。ヒドゥマによる関係の成立に「ヒドゥマを履行する側が自ら主人の御前に赴く」という過程が必要なのは、これがヒドゥマをなす側の忠誠を明確に示す行為だからといえよう。こうしてヒドゥマを介した結びつきが両者に生まれると、主人はさまざまな形でヒドゥマの履行を要求できるようになる。履行されるヒドゥマの内容は多岐にわたるが、主人が特に命ずるもの、また史料上に特に尊崇と忠誠の証と

して叙述されるヒドゥマは、主人のもとへの参上・伺候であり、対面であった。

第二節 ヒドゥマの履行——慣行化、個人的な関係性
前述のサラーフ・アッディーンの発言に明示されたように、ヒドゥマは概念としては主人からの恩顧、すなわち主人から与えられる社会的・物質的な利益に対する報いにあたる。このことは、主人による社会的な養育・扶養とその報恩によって結びつくイステイナーによる紐帯にも類似しており、両者は法的な位置づけを持たない慣習的な概念という点でも共通する。だが、ヒドゥマによる関係は、俸給やイクターの分与、一時的な地位の保証など即物性の高い利益からも、また降伏による帰順や主人変更によっても容易に成立した。⁽¹⁷⁾この場合、報恩及び忠誠の内実の相違は明瞭だろう。ヒドゥマによる関係が成立した時点で、主人には恩顧として利益と社会的地位を保証することが強く期待されており、ヒドゥマとこの利益は対をなす関係にあった。前節で挙げたジャーワリーの事例でも、彼はザンギー一世の御前に参上してまもなくイクター分与を受けている。また、政権保有者の交代があった場合は、まず主要なアミールが新しい政権保

有者の御前に召集されて忠誠の誓い(バイア)を立て、イクターの安堵と職務の任免が行われるが、これは不測の事態によって実現した交代でも同様で、召集と新たな政権保有者によるイクター分与・職務任免は分離されることがない。要地の分与が主人の御前で行われるという慣行や、アスカルの伺候に対して主人が行う大盤振る舞いなども、伺候などのヒドゥマが利益に直結することが折々明示され、その履行に明確な根拠を与えてきたことを示している。

他方、主人は仕える者に対して随時ヒドゥマの履行を要求できた。ヒドゥマは、総合すれば御前に参上し、仕える者として適切な働きやふるまいをみせることであるが、史料上にヒドゥマとして記述された行為には、主人への伺候や陪席のほかに必ずしも主人の面前で行われない軍役奉仕や建設事業への参加なども含まれていた。このことから「御前」とは常に「主人の面前」という物理的に限られた空間を示すのではなく、主人の支配領域全体、さらには主人の意思の及ぶ範囲全体をさすものと考えられる。これはザンギー一世が自らに仕える者全てに対して無断で領外に出ることを禁じた事例からも裏付けられる。

しかし、先にも述べたように、主人が特に自らへのヒドゥマを命じた場合は、その内容はまず参上と対面であった。このときの「御前」は主人の面前に他ならない。これらを整理すると、ヒドゥマの場である「御前」は原則的には主人の意思の及ぶ範囲全体であるが、前節で挙げた主従関係成立のためのヒドゥマや、主人が特に命ずるヒドゥマ、さらに日常的なヒドゥマでも主人の身の回りの世話や陪席のように、主人との対面が必須とされる場合があつて、このときの「御前」は主人の面前という範囲に限定される、ということが出来る。便宜上、前者を「広義の御前」、後者を「狭義の御前」として区別したい。主従の対面の有無は、ヒドゥマという行為の内容そのものに影響すると考えるからである。

広義における御前のヒドゥマは、俸給や報奨といった恩顧の見返りとして、軍役奉仕や建設事業への参加という形で履行される。その繰り返しによってヒドゥマの履行自体が慣行化・定型化することもあつたが、次章にて後述するようにヒドゥマの拒否・放棄は主人への反逆(Usurpation)にあたると思なされており、ヒドゥマが主人からの恩顧への報いであつてその履行拒否が主人との関係そのものへの否定に繋がるといふ概念は生きつづけたこ

とが判る。こうして、ヒドゥマは実質的に義務化し、主人にさらなる強制力を与えたということが出来よう。

狭義の御前、すなわち主人の面前でのヒドゥマは、どのような形で履行されるとしても主従関係を結ぶ際に行った対面を再現することになり、履行のたびに両者は関係を成立・確認することになった。狭義の御前でのヒドゥマにも、ザンギー朝以前から慣行化・定型化の傾向があったことは宮廷作法書の出現等によって確認できる。

しかし、対面によって主従が改めて一対一での関係を認する以上、この場合のヒドゥマのあり方はどうしても主人の個人的な資質や場の状況に左右されることになる。狭義の御前でのヒドゥマの慣行化・定型化については、むしろ実感が当事者の個性や状況によって動いたからこそ、(ときに現状とは合わない)「正しい」あり方として志向された側面を指摘できるだろう。⁽²²⁾

狭義の御前でのヒドゥマについては、ザンギー朝では断片的な事例が残されるのみだが、シリア政権ヌール・アッディーンの前では、アミール、ナジュム・アッディーン・アイユブ Najm al-Dīn Ayyūb b. Shādhī (サラディンの父) 以外の人々は妃から重臣一同に至るまで、許可なしには着席できなかったと言われており、ヌー

ル・アッディーンが対面時の位置やふるまいを厳しく律していたことが判る。彼の父親のザンギー一世は、御前での作法については記録がないものの、居眠りを見とがめられた船頭がその場で恐怖のあまり絶命したという記述⁽²⁴⁾もあり、常時壮絶な威厳をもって御前の者たちを圧倒していたことが見て取れる。

主人の個性や状況によってヒドゥマのあり方が影響されるなか、同一家系にあるというだけで異なる主人たちに継続して仕えるのは容易ではなかったと思われる。一家系の重代に仕える「長きヒドゥマ」は、実際には別個のヒドゥマの積み重ねであり、仕える本人がその都度同一家系の人間を主人に選り続け、そのヒドゥマに入って大過なく勤め上げてきたことを意味する。これは一家系に対する愛着や忠誠、そして何よりそれぞれの主人たちと良好な関係を成立させてきた証として賞賛と尊敬の対象とされていた。ザンギー朝モスル政権保有者五代に仕えたアミール、バハー・アッディーン・アリー・ブン・アッシュクラー Bahā' al-Dīn 'Alī b. al-Shukrā はザンギー一族の内紛の際に調停役を勤めるなど、ザンギー朝内で一目置かれる存在であったと見られるが、史料を見る限り彼の功績は重代に仕えた事実しか挙げられていない。

彼の特質はまさにこの一点であり、長命とともに稀有の美点として重視されたことが判る。

また、個性の異なる代々の主人にいかにならざるべきかという問題に関して、ザンギー朝三代に仕えたワズィール、ジャマール・アッディーン・アルイスファハーニー Jamal al-Din Muhammad al-Isfahani の処世は興味深い事例といえよう。ジャマール・アッディーンは多くの慈善事業を行ったことから「寛容なる者 (al-jawwad)」と称され、ザンギー朝史である『アターベク王朝の光輝ある歴史』の著者イブン・アルアスィール 'Izz al-Din 'Abi b. al-Athir をして「見よ、ジャマール・アッディーンの行為と忠誠の美しさ、俠気の完全さ、主人の諸権利を守り、良くして差し上げることがを。彼が到達したこの段階は千騎にも到達不可能」と言わしめ、不世出のワズィールと評せしめたが、他方では主人によつての豹変ぶりに驚かれた人物でもある。同時代人で『マイヤーファアリーキーンとアーミドの歴史』をものしたイブン・アルアズラク Ibn al-Azraq al-Farāqī は、彼がザンギー一世代とその息子のサイフ・アッディーン・ガーズィー一世代とで全く性格が異なり、「前代未聞の压制と不正を有していた」のに、「悪から善に、不正から公正に、不公平から公平

に、吝嗇から気前の良さへと」変化したと記している。⁽²⁸⁾ この点はイブン・アルアスィールも認め、さらに彼はその指摘を受けたジャマール・アッディーンが「十全さというのはどの時代にもただひとつの行為に對してそう表現される訳ではない。ただただ十全さとは、時代に應じて、人がそれにふさわしくふるまうことだ」と述べたことを伝えている。ここには、仕える主人にいかようにも対応することの重要性が示されており、定型化されていく中にもヒドゥマが個人対個人の性質を帯びるものであったことが改めて理解される。

ヒドゥマによる関係は、上記のように主人側が期待される利益の供与という義務を果たし、またその恩顧に報いる形でヒドゥマ履行の義務が果たされていくことで、機能・継続していく。その逆の現象、すなわちヒドゥマの解消は当事者の一方ないし双方が十分な履行が出来ないと判断された時点で実現されることになる。

第二章 ヒドゥマの解消

前章でヒドゥマを介した関係はヒドゥマを履行する側が自ら主人の御前に赴く、すなわち主従関係を前提として当事者同士が対面することで成立したことを述べた。

これとは逆のヒドゥマの解消は、史料上で確認できる限りでは①当事者の死亡による解消②（両者了承に基づく）御前退去もしくは関係終了の明示③反逆及び逃亡④主人による御前からの排除のいずれかによって実現されている。

当事者の死亡によってヒドゥマの関係が解消された場合、同一のヒドゥマが代を超えて継承されることはない。前出のサラーフ・アッディーンの事例にも見られたように、政権保有者が死亡した際、子息や兄弟など血縁者がその政権を後継した場合も、故人の後継者へのヒドゥマに入ることは自明ではなかった。

五四八／一五三年にディヤール・バクルを勢力範囲としたアルトゥク（イールガズイー）朝のフサム・アッディーン Husām al-Dīn Timurtash b. Ighāzī が病死したとき、息子のナジウム・アッディーン Najm al-Dīn Albī b. Timurtash は直ちにその支配を継承したが、この直後、故フサム・アッディーンへのヒドゥマにあったアルトゥク一族のシハープ・アッディーン Shihāb al-Dīn Muḥammad b. Iyās はシリアに移り、ザンギー朝シリア政権ヌール・アッディーンへのヒドゥマに入っている³¹。これにナジウム・アッディーンが追討や抗議を行った記

述が見られないことから、当事者死亡によるヒドゥマの解消の後、新たなヒドゥマが後継者以外との間に成立することは容認されていたことがうかがえる。

ヒドゥマによる関係はあくまで個人間の結びつきであり、前章で述べた「長きヒドゥマ」を称える価値観は、むしろそのように重代にわたるヒドゥマが多くなかったという現状を示すものといえよう。

平穩裡のヒドゥマの解消として、当事者の了承もしくは黙認によってヒドゥマの関係が終了する場合もある。客人の歓待はその好例で、客人が饗応の場に到着した時点からこのヒドゥマは始まり、客人が退出・帰還した時点で終了する³²。ヒドゥマが代を超えないことと、この点を合わせて考えると、ヒドゥマの性質には本来永続性が想定されておらず、逆に非永続性がその本質にあることがいえるだろう。

ザンギー朝モスル城砦ワリーを務めたザイヌ・アッディーン Zayn al-Dīn ‘Aī Kūjak は五六三／一一六八年に老齢により御前退去を申し出、主人であるザンギー朝モスル政権支配者クトゥブ・アッディーン Qutb al-Dīn Mawḥūd b. Zankī（五六五／一一七〇年没）の承認を得た。このとき、ザイヌ・アッディーンは自らの財庫があ

り引退後の居所としたイルビル *Irbi* 以外のイクターを全てクトゥブ・アッディーンに返還している。⁽³³⁾ また、解消が黙認された例として、ザンギー朝シリア政權ヌール・アッディーンに仕えたブリー朝ムジール・アッディーン *Mujir al-Din Abaq b. Muhammad* の行動が挙げられる。五四九—一五四年、ダマスカス支配者であったムジール・アッディーンはヌール・アッディーンに降伏してダマスカスを明け渡し、代替地としてヒムス *Hims* を分与されたが、まもなく彼はヒムスを取り上げられ、代わりにバールイス *Baris* を分与された。ムジール・アッディーンはこの措置への不満から、シリアを出てアルトゥク (イールガーズィー) 朝ナジュム・アッディーンへのヒドゥマに入った。さらに五五〇—一五五

年にはバグダードに向かい、アッバース朝第三二代カリフ、ムクタフィー *al-Muqtāf li-Amr Allāh* (在位五三〇—五五五/一一三六—一六〇年) へのヒドゥマに入っている。⁽³⁴⁾ わずか二年の間にムジール・アッディーンは二回も主人の御前を離れているが、いずれの場合も問題は生じておらず、主人側が去るに任せたことが見て取れる。合意もしくは黙認によるヒドゥマの解消の場合、ヒドゥマを履行する側は主人からの恩顧を放棄・返還し、さ

らに主人の御前を物理的に離れてヒドゥマの解消を明示している。一方、主人の意に沿わない形でヒドゥマの解消は、反逆や逃亡として表現される。反逆は一方的なヒドゥマ放棄によって成立するので、必ずしも主人からの恩顧の返還を伴わない。

ザンギー朝シリア政權ヌール・アッディーン治世唯一とも言われる反逆⁽³⁵⁾は、五六二—一六七年にアミール、ガーズィー *Ghazī b. Hassan al-Manbijī* がイクターであるマンビジュで起こしたもので、ヌール・アッディーンはアスカルをマンビジュに急派して事態を収めた。このときのガーズィーの具体的な行動は史料に明示されておらず、「反逆 *‘iṣyan*」の内容が当時はほぼ定型化していたことが推測できる。⁽³⁶⁾ 五七二—一七七年にシハープ・アッディーン・ブン・ブーザーン *Shihāb al-Dīn Muhammad b. Būzān* がザンギー朝モスル政權サイフ・アッディーン・ガーズィー二世に対して起こした「反逆 *‘iṣyan*」には、以下の通り具体的な記述が残されている。

シャフラズール *Shahrāzur* 領主、アミール、シハープ・アッディーン・ムハンマド・ブン・ブーザーンは——彼はサイフ・アッディーン (ガーズィー

二世)に服従(臣従)していた——五七二年にサイフ・アッディーン(・ガーズィー二世)への非難を明らかにし、双方の根深い敵意による、ムジャール・アッディーンへの恐れをその言い訳として、御前(al-Khidma)に自ら参上することを放棄した⁽³⁷⁾。

この記述から「反逆」が、主人への不満や非難を表明した上で御前への参上を拒否したことを指すと判る。ヌール・アッディーンの対処に見られるように、このようにならず承なしの御前退去は、主人からの追討や処罰の十分な理由となった。五四九／一五四年にアフラート Akhlāt で起きた「反逆」では、アフラート支配者のシヤール・アルマン朝スクマーン二世 Sukmān b. Ibrāhīm Shah Arman の御前を離れたワズィール、バハー・アッディーン Bahā al-Dīn Aws b. Mas'ūd が、主人によって追捕され、本人のみならず一族に至るまで罰せられている⁽³⁸⁾。

ただし、以上に挙げた形でヒドゥマの解消が明示された事例は多くはない。当事者の死亡以外でもヒドゥマの移動はあったと思われるが、多くは事後に主人変更が記述されるのみで、主人が黙認したか、もしくは次第に往

来が疎かになり、関係性が実を伴わなくなるかたちでヒドゥマが自然解消されていたものと考えられる。また、黙認もあつたにせよ、仕える側からのヒドゥマの解消は当事者の生命や(秩序や人間関係に対する)信頼性に関わる重大決定であり、軽々に行えるものではなかった。

最初の事例に立ちかえれば、サラーフ・アッディーンがザンギー朝シリア政権サーリフへのヒドゥマに参上する形を採ったのは、青年期から自らを取り立てた故ヌール・アッディーンの恩顧を、その子サーリフへの仕打ちによって蔑ろにしたという忘恩者の汚名を忌避したためである。ヒドゥマは強固な心情的裏付けがなくとも成立するが、仕える側がこれを解消するには物質的・社会的な損失を覚悟しなければならなかった。

これらに対して、主人が追放や殺害、投獄といった手段で仕える者を「御前」から排除してヒドゥマを解消した例は多く、史料上にも明確な記述が見られる⁽³⁹⁾。ヒドゥマによる関係が成立したとき自らの処遇を委ねることを表明した者に対して、主人のこうした行為はいわば当然の権利の行使であり、非難にあたらなかったためだろう。前章にて取り上げたワズィール、ジャマル・アッディーンも五五八／一一六三年に主人であるザンギー朝モス

ル政権のクトゥブ・アッディーンによって逮捕・投獄され、財産を没収されたのちに獄死している。⁽⁴⁰⁾ 追放、殺害、投獄のいずれの手段によっても、主人による「御前」からの排除がなされればヒドゥマによる関係の解消は明らかであったが、当事者の地位や状況によってこの措置には違いがあり、主人によって追放されたのち、追放先にも見張りがつけられた事例⁽⁴¹⁾がある一方で、ヒドゥマ履行の場（＝職務の場）から追放するだけで措置が完了する場合⁽⁴²⁾もあった。

第三章 ヒドゥマの維持

前章で確認したようにヒドゥマによる関係は、本質的には非永続性のものである。この関係が絶えざるヒドゥマ履行の繰り返しによってのみ維持されるものとしたら、ヒドゥマに義務的性質がある以上、非常に拘束性の高いものとなるだろう。

しかし、実際には軍役奉仕に対しては罰金等による代償が認められており、アイユーブ朝期にはその規定が存在したことが判っている。⁽⁴³⁾ ヒドゥマに、履行か拒否（＝⁽⁴⁴⁾ 叛逆）か以外に免除という選択肢が存在したことは、ヒドゥマによる関係の維持において、殊に史料上「主従の

不信 (wajsta)」と報じられる事態で大きな意味を持つた。

「主従の不信」とは、明確な反逆行為はないものの、ヒドゥマをなす者の自由裁量が目立ち、主人との関係が揺らいでいる状況を示す。この場合、両者は遠征や遠隔地での統治などで距離的にも隔たっていることが多く、このような状況で主人がヒドゥマ（参上）を命じたとき、ヒドゥマ履行の問題は当事者双方にとって大きな危機となりえた。拒否すれば主人からの離反が成立し、敢えてヒドゥマを履行すれば、主人に肅清される恐れがあるからである。

ザンギー朝に関連しては、「主従の不信」は二件報じられている。一つはセルジューク朝第十代スルターン、マスウード Mas'ūd b. Muhammad（在五二九―五四七／一一三四―一一五二年）とザンギー一世について、もう一つはザンギー朝シリア政権のヌール・アッディーンと彼のナイーブであったサラーフ・アッディーンについてで、これらはヒドゥマの履行に関わる問題であったことも共通している。

五三八／一一四二・四三年にセルジューク朝スルターン、マスウードは当時、セルジューク朝のアターベクと

してザンギー一世が統治していたモスルへの進軍を決議した。ザンギー一世が思いとどまらせるべく使者を派遣したところ、マスウッドはその条件として彼が御前に参上することを求めたが、ザンギー一世は対ファランジュ（十字軍）戦に従事しており、敵が強大かつ自領に近接していることを理由に拒み、免除を求めた (istar thala)。マスウッドは免除を認める代わりに、当時ファランジュの支配下にあったルハー al-Ruha (エデツサ伯領) の征服をザンギー一世に課している。ザンギー一世は当時マスウッドの側近くに仕えていた長男サイフ・アッディーン・ガズイー一世を一旦逃亡させてからマスウッドへのヒドゥマに返して叛意の無さを表明し、二万ディーナールを支払ったのち、ルハーを征服した⁴⁴。

本件からは、狭義の御前でのヒドゥマ、すなわち主人からの対面の要求にさえ、免除の余地があったことが認められる。ザンギー一世は代償としてルハー征服の遂行、息子サイフ・アッディーン・ガズイー一世のヒドゥマ継続、二万ディーナールの支払いを行ったが、このうちサイフ・アッディーン・ガズイー一世のヒドゥマ継続には、忠誠心の証とともに、自らの代理のヒドゥマという意義が見出せる。一旦逃亡したことによって、サイ

フ・アッディーン・ガズイー一世の行動には「父ザンギー一世の意思によって」改めてマスウッドの御前に赴き、対面し、ヒドゥマによって関係を結び結ぶという意味合いが生じた。ザンギー一世は先方の要求を最大限受け入れ、さらに代理のヒドゥマを実施させることによって、自らのヒドゥマの履行（＝対面）を回避したのである。

もう一つの「主従の不信」は、ヌール・アッディーンとサラーフ・アッディーンとの間に五六七／一七二二年に生じたものである。ヌール・アッディーンはファランジュの支配下にあったカラク al-Karak の包囲戦に臨み、自らのナイーブとしてエジプトを統治していたサラーフ・アッディーンにも兵を率いて進軍するよう命じた。サラーフ・アッディーンは応じてエジプトを出立したが、ヌール・アッディーンがカラクに着くと、エジプトに帰還し、諸領が混乱し遠隔地にあるとエジプトのことが憂慮されるため、自分の到着の免除を願いたい (yafiq dhira) 旨の書簡を出した。対して「ヌール・アッディーンはこの免除 (yafiq) を容認しなかった」と記述されている。⁴⁵ヌール・アッディーンはこの件によってエジプト進軍を決議したため、サラーフ・アッディーンはひ

たすらに恭順を誓う書簡を出し、また象やシマウマなどの珍獸を含む豪華な宝物をヌール・アッディーンに贈るなどして慰留に努めた。⁽⁴⁶⁾ サラーフ・アッディーン退却の理由は、実際にはヌール・アッディーンと合流・対面した時に、エジプトを召し上げられる恐れがあると周囲に警告されたためといわれる。⁽⁴⁷⁾ 結局、サラーフ・アッディーンは以降主人と相見えることはなく、ヌール・アッディーンは五六九—一七四年にサラーフ・アッディーンが「対ファランジュ聖戦に対して怠慢である」としてエジプトへの進軍準備を開始したが、進軍直前に病死している。⁽⁴⁸⁾

本件でヌール・アッディーンはサラーフ・アッディーンの参上の免除を容認しておらず、この退却はヒドゥマの放棄としか見なされない。サラーフ・アッディーンは弁解と代償を続けるほか方策を持たなかった。しかし、他方でヌール・アッディーンはサラーフ・アッディーン討伐の理由を「聖戦に対する怠慢」として、自身へのヒドゥマの放棄とはしなかった。⁽⁴⁹⁾ これが結果的には冒頭の事例においてサラーフ・アッディーンが亡き主人（ヌール・アッディーン）同様のヒドゥマを息子サーリフにも履行すると言明する根拠を残したことになる。

これら二件を見る限り、ヒドゥマ履行の問題は「主従の不信」と称される危機をもたらしたにもかかわらず、関係の解消には結びついていない。主人からの対面の要求という狭義の御前でのヒドゥマに対しても正当な理由とともに代理・代償を行うことで免除の要望が可能であり、またその免除が容認されなかった場合でさえ、「叛逆」が明確ではなく主人の討伐も実施されなるときは、当事者の死亡まで両者の関係は継続していると見なされたためである。

本来、非永続性をその性質として持つヒドゥマの有効性は、ヒドゥマの履行のたびに更新・確認されるべきものであった。しかし「主従の不信」にあるときのヒドゥマ、特に対面の要求は、当事者同士の関係性の決定に結びつくだけに、主従双方にリスクが生じるものだった。主人の側にも、相手を自らの御前から排除できない限りは、反逆という決定的な破綻を回避するためヒドゥマ履行の話題自体を避ける必要があったと考えられる。ヒドゥマの内容を規定する主人の威嚴 (*havya*) には、そこから外れた者に対する峻厳さがあり、それが維持できなくなった時点で御前が内から崩壊する危険が生じるからである。

上記より、紐帯を形成する原理であるヒドゥマの特性として、その規定及び継続の曖昧さが挙げられるだろう。成立にあたって契約などの法的保証を持たず、強固な忠誠心や報恩意識などの深い心情的裏づけも実際には必要とされない。ヒドゥマを履行する者とされる者とが形式的であれそれぞれの義務を果たす限り、すなわち義務の明確な放棄によって関係が解消されない限り、この関係は継続と見なされた。このような曖昧さを許容する余地があったがために、ヒドゥマによる関係は幅広い層を包含しゆるやかにその関係性を維持していくことが可能であったといえる。ひいては、ヒドゥマをなす者の集合体である政権の一体性を、形式に変じるときがあったとしても、長く保つことが出来たと考えられる。

また、上述の二件において、ヒドゥマの履行回避及び討伐の理由に対ファランジュ聖戦が挙げられたのは興味深い事象といえる。五／十一世紀末から十字軍を掲げシリア・パレスティナ地域に進出・植民活動を行ってきたファランジュに対する聖戦の呼びかけは、ウラマーによる聖戦義務の主張と呼びかけ、また個々の義勇兵による出征を経て、ザンギー朝のザンギー一世及びヌール・アッディーンの治世において実際の動員力を持つ主張と

なったことが指摘されているが、この二件においては聖戦義務の主張がヒドゥマの履行義務以上の正当性を彼の行動に与える役割を果たした。ムスリムの義務というより大きな枠組みでの根拠を呈示したことで、対ファランジュ聖戦の主張がヒドゥマによる関係性を超えた行動を可能にする論理をもたらししたのである。

おわりに

政権形成においてヒドゥマは、政権の成員を束ねる最低限の紐帯原理として機能しており、このヒドゥマを介した結末はそれを前提とした当事者の対面によって成立した。この関係において主人はヒドゥマをなす者に利益を与え、ヒドゥマをなす者は主人の御前でヒドゥマを履行するという相互の義務を負い、ヒドゥマをなす者が御前から排除されるか、義務を放棄した時点で関係は解消される。

ヒドゥマによる関係が即物的な利益によっても成立し、その根底に強固な心情的な裏付けを必ずしも持たないことは、ヒドゥマと利益の直結を示す慣行の存在からも明らかである。主従の対面の意義から見出せるように、ヒドゥマによる関係は当事者同士の個人的な結びつきとい

う性質を強く持つが、この心情的な裏付けの薄さはヒドゥマの履行を慣行化・定型化させる一因となったと考えられる。さらに、ヒドゥマの解消に関わる諸事例は、ヒドゥマによる関係が本質的に非永続性を有していたことを示している。

法的保証がなく、心情的な裏付けが薄くとも成立し、永続が想定されないという性質から、本来、ヒドゥマによる関係は、絶えざるヒドゥマ（主従の対面）の履行によつてのみその継続が確認されるべきものであった。しかし、ヒドゥマ履行の場である「御前」が（主人の面前のみならず）主人の意思の及ぶ全域にまで拡大されること、履行自体の免除が可能であることから、この関係は最終的には当事者のいずれかが解消を明確にしない限り、その死亡まで継続していると判断され得た。

上記の性質は、その継続と規定の曖昧さも含めて、個人的紐帯の原理としてのヒドゥマの弱さを示すともいえるが、この性質を持つが故にヒドゥマによる結束は主人の側近から遠隔地の行政官に至るまで幅広い層を包含出来、ゆるやかであれ政権の一体性を維持してきたといえる。

本論では、主にザンギー朝での事例を検討することに

よつて、ヒドゥマの成立と解消、維持の状況を示すことが出来たと考えるが、これらはヒドゥマという紐帯原理の大枠に過ぎない。特に広義での御前のヒドゥマについては、今後より多くの事例を収集・検討し、その履行に及ぶ個人的な関係性と慣行化の関連を明確にしていく必要があるだろう。広域支配体制の再編成に伴いヒドゥマ履行の場である御前はますます拡大し、ヒドゥマをなす者たちの意識もそれに対応していったと推測されるからである。また、ザンギー朝でも成員たちはヒドゥマに加えて、擬制血縁関係など別の紐帯原理によつても結びついてきたことが確認できる。政権をこれらの複合的な関係性の総体として捉え直していくことが、政権形成ひいては広域支配体制再編成過程の動的な把握へと結びつくと考える。

史料略称

Bāhir : Ibn al-Ahīr, 'Izz al-Dīn (d. 630 AH) : *al-Tārīkh al-bāhir fī al-dawla al-Azābakīya (bi-al-Maassil)*, ed. & annotated by A. A. Tuleymāt, al-Qāhira : al-Maktaba al-Muthanna, 1963.

Diwān : Ibn al-Qalānisi (d. 555 AH) : *Diwān tārtīb Dimashq*, ed. by H. F. Amedroz, reprint, al-Qāhira : Maktaba al-

mutanabī, [n.d.]

Kāmil : Ibn al-Ahīr, 'Izz al-Dīn (d. 630 AH) : *al-Kāmil fī al-tārīkh*, 13 vols., ed. by C. J. Torenberg, reprint, Bayrūt : Dār Sādir, [n.d.]

Mayyūfārīqūn : Ibn al-Azraq al-Fāriqī (d. ca 572 AH) : *Tārīkh Mayyūfārīqūn wa Āmid*, Ms. Of British Library, Or. 5803.

Rawāqatayn : Abū Shāma (d. 665 AH) : *Kitāb al-rawāqatayn fī akhbār al-dawlatayn al-Nūrīya wa al-Salāhiyya*, 5 vols., ed. by I. al-Zubayr, Bayrūt : Mu'tassasat al-riṣāla, 1997.

Zubdat : Ibn al-Adīm, Kamāl al-Dīn (d. 660 AH) : *Zubdat al-halab min tārīkhHalab*, 3 vols., ed. by S. Dahhān, Dī-mashq : al-Ma'thad al-Faransī bi-Dīmashq li-dīrāsāt al-'arabiya, 1951-1967.

註

(1) Micheal Chamberlain, *Knowledge and social practice in medieval Damascus, 1190-1350*, Paperback ed., Cambridge : Cambridge University Press, 2002, p. 116.

(2) Roy P. Mottahedeh, *Loyalty and leadership in an early Islamic society*, paperback ed., I. B. Tauris, 2001, pp. 82-84; 清水和裕『軍事奴隸・官僚・民衆——アッバース朝解体期のイラク社会』(東京：山川出版社、二〇〇五年)五九—六三頁。ワラーについては、モッタヘデが、十四—十五世紀にはトルコ系奴隸集団が主人に対して負う義務の根拠としてワラーが言及されることが極めてまれに

政権形成におけるドゥマムの成立・解消・維持

なったことを述べているが、筆者が見る限り、本論の対象年代の史料にも同様のことを指摘できる。イステイナーについては本論の対象年代においても有効に機能していたことが確認できる。ザンギー朝における事例については註17を参照された。

(3) *Bāhir*, pp. 162-163.

(4) *Bāhir*, p. 177 サラーフ・アッティーンはダマスカスに入城した時、サーリフへのフトバを取りやめず「私はただただ主人と主人のご子息へのヒドゥマに参上した」と明言した。

(5) 柳谷あゆみ「ザンギー朝二政権分立期の研究——モスル政権の動向から」『史学』第七一巻一・三号(二〇〇二年)一五五—一五六頁。

(6) 佐藤次高『中世イスラム国家とアラブ社会』(東京：山川出版社、一九八六年)一一九—一二二頁。

(7) Chamberlain, *op. cit.*, p. 116.

(8) *Bāhir*, p. 35.

(9) この兄弟会合の詳細は前掲拙稿を参照(柳谷、前掲論文、一五四—一五七頁)。

(10) *Bāhir*, p. 88; *Rawāqatayn*, vol. 1, p. 172.

(11) チェンバレンは「奉仕と近侍による結束」としてヒドゥマ(奉仕)・ムラーザマ *mulḡama* (近侍)・タラッド *taraddud* (往来)・ズィヤーラ *ziyāra* (訪問)を挙げ、主従の奉仕と対面の結びつきも指摘しているが、彼はヒドゥマとそれ以外を区別し、ヒドゥマ自体に対面の要素を見ていない (Chamberlain, *op. cit.*, pp. 110-122)。社会

的な結束において、ヒドゥマと他の紐帯原理が複合的に働くという点も含め、彼の指摘を筆者は大方において支持しているが、ヒドゥマに対面が含まれるか否かでは意見を異にする。

- (12) *Bāhir*, p. 87.
 (13) *Bāhir*, p. 163.
 (14) *hayba* の同義語は *makhāra* (恐怖) *ʿuns* (交誼) の対義語にあたる (*Manīya fi al-ḥaḡha wa al-ḥām : ḡabḡa jadīda munāqqaḡa*, 39th ed., Bayrūt: Dār al-Mashriq, article on "hayba")¹⁸。
 (15) *hayba* は仕える者を威圧し、従わせる類の性質だが、その本質は恐怖のみとも言えない。ザンギー朝モスル政権保有者スール・アッディーン・アルスラーン・シャールは「立ち居振る舞い、衣服においてその威厳 (*hayba*) は極みにあつた」と評されるが、その後の記述からこれが衣服、装飾、ふるまい全般での誰にも華美を見とがめられないほどの質素ぶり、ひいては貴人のごとき奢侈や脆弱さとは無縁な武人ぶりを指したと判る (*Bāhir*, pp. 139-200)。この威厳は眼前の者を恐怖させるといふより、その関心と尊敬をひきつけるものといふべき。
 (16) 主人の眼前での肅清は、六／一二世紀、ジャズィーラ以西における主な事例だけでも、五二三／一一二九年のダマスカス支配者ブリー朝タージュ・アル・ムルーク・ブリーによるワズィール、マズダカーニーの殺害、五三九／一一四三年のセルジューク朝ファッルフ・シャールによるザンギー朝モスル城砦ワリー、ナスィール・

アッディーン・ジャカルの殺害、五七〇／一一七四年にアルトゥク (イールガズィー) 朝クトゥブ・アッディーン・イールガズィーによるアミール、アミーンヌ・アッディーンの殺害が挙げられる (*Dhuyūl*, p. 223; *Bāhir*, pp. 84-86; *Rawdatayn*, vol. 1, p. 151; *Masyāḡarīqin*, f. 184b-f. 185a, f. 196b)。いずれも伺候の際に主人の目の前で殺害されている。

(17) ザンギー朝創設者ザンギー一世は、アターベクとして政権を樹立するまでに五人の主人に仕え、養父として彼を養育した主人については、その死後も子息を取り立てて自らの女婿とし養育の恩に報いた。他方、成人後の主人に対しては、主人がセルジューク朝スルターンに反逆をなすと同時に主従関係を解消するなど、その関係の薄さを表す行動が見られる (*Bāhir*, p. 16)¹⁹。

(18) 詳細な記述が残されている、五四八／一一五三年のアルトゥク (イールガズィー) 朝ナジュム・アッディーン・アルビーの政権継承を見ると、まずナジュム・アッディーンの兄弟、次いで主だったアミール、カーディーと街の民が召集され、そこで「状況を定めた」とあり、バイアが行われたものと見られる。住民全般への告知はこののちの金曜礼拝でのフトバ変更によって行われ、さらに騎乗した触れ役が領内全域を回って新政権の樹立を伝えた。これとほぼ同時にイクターの安堵と職務任命が行われ、その印として旗とラッパが授与された (*Masyāḡarīqin*, f. 179a-179b)。不測の事態による交代例としては、ザンギー一世暗殺後のザンギー朝モスル政権、シリ

ア政権の樹立があるが、このときも政権保有者の入城直後にイクター分与と職務任命の記述がある (Bāhir, p. 86; *Zubdat*, vol. 2, pp. 289-290; *Masyāfiruqin*, f.173a)。

- (19) ザンギー朝サイフ・アッディーン・ガズィー一世は毎日大量の羊、馬、牛をアスカルの伺候のために屠らせていた (Bāhir, p. 93)。また、ザンギー一世は要地分与の際の慣行を利用し、処罰のためにアミールを召喚する際にアレクポ城砦及びシリア全土を委任するという虚偽の名目を用いた (Bāhir, p. 84)。

- (20) 佐藤次高、前掲書、一一九—一二二頁。

- (21) Bāhir, pp. 79-80. ザンギー一世は、禁を破って無断で領外に出たアミールが、アルトゥク (イールガズィー) 朝及びザンギー一世の主人にあたるセルジューク朝スルターン、マスウードの保護を得たにもかかわらず、交渉によってその身柄引き渡しを受け死罪とした。

- (22) この一例としてブワイフ朝期のヒラール・アッサービー *Hiāl b. al-Mufassin al-Sābi* (四四八/一〇五六没) による『カリフ宮廷のしきたり』を挙げる。御前での正しきふるまいを示す宮廷作法書としての性格をもつこの史料の執筆の背景には、アッバース朝カリフとブワイフ朝第アミールたちとの関係の変化による、カリフが持つ権威が低下し、それに伴い宮廷での行動が変化していったことがあった (ヒラール・サービー著、谷口淳一・清水和裕監訳『カリフ宮廷のしきたり』(京都・松香堂、二〇〇三年) xxi-xxiv 頁)。この状況において、「正しきふるまい」の正しさとは、過去の事例を定型化したもの

に他ならず、主人への尊崇や親愛とは別次元のものといえる。

- (23) Bāhir, p. 172.

- (24) Bāhir, p. 82.

- (25) Bāhir, pp. 186, 192.

- (26) Ibn Khalikān, *Wafāyāt al-a'yān wa anbā'ahā' al-zamān*, vol. 5, ed. by Hüsām 'Abbās, Bayrūt: Dār Sādir, 1994, pp. 143-144.

- (27) Bāhir, p. 86.

- (28) *Masyāfiruqin*, f. 185b.

- (29) Bāhir, pp. 82-83.

- (30) Chamberlain, op. cit., p. 118.

- (31) *Masyāfiruqin*, f.179b.

- (32) 五六五/一一七〇年に、アルトゥク (イールガズィー) 朝のナジウム・アッディーンをザンギー朝モスル政権保有者クトゥブ・アッディーン・マウドゥードが訪問した際、ナジウム・アッディーンと彼のアミール、アミーン・アッディーンがその饗応に (*Khidmatal-hu*) ついたと記述されている (*Masyāfiruqin*, f.193b-f.194a)。クトゥブ・アッディーンはナジウム・アッディーンと彼の妹で、またクトゥブ・アッディーンはナジウム・アッディーンと彼の妹で、またクトゥブ・アッディーンはナジウム・アッディーンと彼の弟に嫁しているため、両者は二重の義兄弟にあたるが、史料から確認される限り、この来訪の前の両者の外交・交流はこの婚姻とザンギー朝シリア政権保有者のヌール・アッディーンとの遠征への個々の参加の二点のみで、恒常的な主従関係が成立していたとは思

がたい。文中には「彼(ナジウム・アッディーン)は彼らに客人へのもてなし(al-diyāla)や必要なものとして少なからぬものを支出した」という記述があり、またヒドゥマをなされる側(クトゥブ・アッディーン)がヒドゥマをなす側(ナジウム・アッディーン)のもとに赴いている点からも、これが客人来訪への一時的なヒドゥマであつたと認識される。

- (33) ザイヌ・マッティーンは当時ザンギー朝モスル政権で最大のイクター保持者で、返還されたイクターにはシャフラズール、タクリート、ハッラーンなど外交上の要地も含まれていた(*Bāhir*, pp. 135-136)。
- (34) *Mayyāfariqin*, f 181a; *Bāhir*, p. 108, *Dhawl*, p. 328.
- (35) Nūkiya Elisséfi, *Nūr ad-dīn : un grand prince musulman de Syrie au temps des Croisades (511-569 H./1118-1174)*, 3 tomes, Damas : Institut Français de Damas, 1967, p. 618.
- (36) *Bāhir*, pp. 134-135.
- (37) *Bāhir*, p. 178.
- (38) *Mayyāfariqin*, f 181a.
- (39) 主人の眼前での肅清の事例については註(16)を参照されたい。ヒレンブランドはイブン・アルアズラクの史料を根拠として、十二―十三世紀のジャズィーラ地方において、政権保有者が自らの政権の高級官僚を逮捕し、財産没収の後にその職務を剥奪する例が多かったことを指摘している(Carole Hillenbrand, "The history of the Jazīra, 1100-1250 : a short introduction" in *The art of Syria and*

the Jazīra 1100-1250, ed. by J. Raby (Oxford, 1985), p. 15)。

(40) *Bāhir*, pp. 119, 127-128.

(41) ダマスカスではプリー朝のムジール・アッディーンが五四八―一五三年にライース(al-Rāis)のムアイヤド・アッディーン・イブン・アッスーフュー・ムアイヤド al-Dīn al-Musayyib b. al-Sūfīをサルハド・Sarkhadに追放した際に、サルハド領主のムジヤーヒド・アッティーン・ブザーン Mujāhid al-Dīn Buzānを同行させ、その見張りにあたらせた(*Dhawl*, p. 321)。プリー朝治下ダマスカスのライース職は、ダマスカスの行政及び治安維持を担い、強大な職権を有しており、ムアイヤド・アッティーンの一族であるスーフイー家はプリー朝末期までライース職をほぼ独占していた(Jean-Michel Mouton, *Damas et sa principauté sous les Seldjoukides et les Bourides (468-549/1076-1154) : vie politique et religieuse*. Le Caire : Institut Français d'Archéologie Orientale, 1994, pp. 231-235)。このような状況から、この措置は追放後もなお彼の動向が警戒されていたためと考えられる。

(42) ザンギー朝シリア政権のヌール・アッディーンは、五六六―一七一年にザンギー朝モスル政権を自らの支配下に置いたとき、ザンギー朝モスル政権のキリスト教徒官僚をその職務の場から追放したが、彼らへのそれ以上の処分は記述されていない(*Anonymi auctoris chronicon ad A. C. 1234 pertinens*, traduit. par A. Abouna, intro., notes et index de J. M. Fiey, Louvain : Secrétariat du Cor-

- pusSCO, 1974., p. 127)°
- (43) ムクターがスルターンの許可なく戦場を離れた場合には、イクター収入から不在分を差し引くガイバーナート (*ghaybānāt*) の規定があった (佐藤次高、前掲書、一二一〇—一二二二頁; Ibn Mammātī: *Kitāb gawānīn al-dawāwīn*, ed. by Sūryāl 'Aḥya, al-Qāhira: Maktaba al-Madhūf, 1991., p. 355)°
- (44) *Bāhīr*, pp. 65–66; *Kāmil*, vol. 11, p. 93.
- (45) *Bāhīr*, p. 158.
- (46) *Kāmil*, vol. 11, pp. 372–373; *Bāhīr*, p. 159; *Rawḍatayn*, vol. 2, pp. 238–239.
- (47) *Bāhīr*, p. 158.
- (48) *Bāhīr*, p. 161.
- (49) *ibid*.
- (50) E. Sivan, *L'islam et la croisade : idéologie et propaganda dans les réactions musulmanes aux croisades*, Paris: Librairie d'amérique et d'orient; Adrien maisonneuve, 1968, pp. 47, 59–67.